



平成27年 5 月21日

各 位

会 社 名 PGMホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 田中 耕太郎
 (コード番号：2466、東証第1部)
 問合せ先 経営企画室長 馬 源
 (TEL. 03-6408-8800)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成27年 6 月23日開催予定の第11回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

平成27年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されたことに伴い、新たに責任限定契約を締結できることとなった業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条(取締役の責任免除)及び第41条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第30条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第29条 (省略)	第1条～第29条 (現行どおり)
第30条(取締役の責任免除) 1. (省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。	第30条(取締役の責任免除) 1. (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)</u> との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。
第31条～第40条 (省略)	第31条～第40条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第41条（監査役の責任免除） 1. （省略） 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。	第41条（監査役の責任免除） 1. （現行どおり） 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。
第42条～第47条 （省略）	第42条～第47条 （現行どおり）

3. 日程

定時株主総会開催日	平成27年6月23日（予定）
定款変更の効力発生日	平成27年6月23日（予定）

以 上